

近畿地方アライグマ防除モデル事業調査検討会 設置要領

(名称)

1. この会議は、「近畿地方アライグマ防除モデル事業調査検討会」（以下「検討会」という）と称する。

(目的)

2. 検討会は、近畿地方におけるアライグマ防除モデル事業を実施するために、広域的防除、効果的防除手法、防除計画策定について近畿地方環境事務所長（以下「事務所長」という）に意見を述べることを目的とする。

(検討事項)

3. 検討会においては次の事項を検討する。
 - (1) アライグマの防除の実施に必要な調査に関する事項
 - (2) アライグマの防除の実施状況を踏まえた効果的防除手法に関する事項
 - (3) その他、アライグマの防除計画策定の推進に必要な事項

(構成)

4.
 - (1) 検討会は、別表に掲げる委員及び関係機関をもって構成する。
 - (2) 検討会は、必要に応じ、学識経験者等からなるワーキンググループを置くことができる。
 - (3) 事務所長は、検討会に委員以外の学識経験者や関係機関等の参画を求めることができる。

(座長)

5.
 - (1) 検討会に座長をおき、委員の中から互選により選出する。
 - (2) 座長は検討会の議長を務めるとともに、会務を統括する。
 - (3) 座長がやむを得ない事由により検討会に出席出来ない場合があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(運営・事務局)

6.
 - (1) 検討会の運営に関する事務は、近畿地方環境事務所野生生物課が行う。
 - (2) その他運営に関して必要な事項は検討会で決定する。

(会議の公開)

7. 検討会は原則公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報がある場合は非公開とする。

(附則)

8. この要領は平成 18 年 月 日から施行する。